

# 北里大学利益相反マネジメント・ポリシー

## 1 制定の目的

北里大学は1962年（昭和37年）に、社団法人北里研究所創立50周年を記念して創設された。世界的な細菌学者であり我が国の近代医学と衛生行政の発展に多大な貢献を果たした北里柴三郎博士を学祖と仰ぎ、「叡智と実践」を建学の精神とし、知的価値の創造と蓄積を精励し新たな実学の世界を開拓することを使命としている。この建学の精神のもと、産業界、官界、および他の大学や学術研究機関との連携活動（以下、「産官学連携活動」という）を推進してきた。現在、大学を取り巻く多方面から、産官学連携活動成果の社会への還元が求められている。我々は、これに積極的に応え、産官学連携活動をさらに進めて行く必要がある。

産官学連携活動を進めるに際し、北里大学は、これに携わる教職員等（第4項）の意思を尊重し、かつ産官学連携活動に伴う利益相反の問題に関し、社会への説明責任を果たす必要がある。さらに、教職員等が安心して産官学連携活動に取り組める環境を整備する必要がある。これらの目的のために、産官学連携活動に関する北里大学利益相反マネジメント・ポリシーをここに制定する。

## 2 利益相反マネジメントの基本方針

北里大学は、教職員等が知的価値の創造や新たな実学開発の過程で得た研究成果・知的財産等を、産官学連携活動を通じて積極的に社会に還元し、学術と実学を先導する。北里大学はこのような産官学連携活動において付随的に発生し得る利益相反の問題に関して、以下に掲げる基本的な方針に沿って行動する。

- (1) 知的価値の創造と新たな実学開発を実践するとともに、その成果を社会に還元し社会貢献をする。このために、積極的に産官学連携活動を進める。
- (2) 産官学連携活動の過程で付随的に生じ得る利益相反を未然に防止するために、利益相反マネジメント体制を整備する。
- (3) 適切なマネジメントと情報開示により、産官学連携活動の透明性を確保する。また、社会への説明責任を明確にすることにより、社会からの信頼を維持する。
- (4) 北里大学の利益相反マネジメントは、教職員等の産官学連携活動等の自主性を尊重するものである。これにより、教職員等が安心して、産官学連携活動に取り組める環境を整備することを推進する。

## 3 利益相反の定義

産官学連携活動における利益相反とは、次に掲げる経済的利益相反、責務相反を指す。

- (1) 経済的利益相反とは、教職員等としての北里大学における地位に基づく責任ないし義務と、産官学連携活動から教職員等が得る利益とが相反する状態をいう。

(2) 責務相反とは、教職員等としての北里大学における地位に基づく責任ないし義務と、産官学連携活動における責務とが相反している状態をいう。

#### 4 利益相反マネジメントの対象者

産官学連携活動に携わる次の者（総称して「教職員等」という）を利益相反マネジメントの対象者とする。

- (1) 北里大学の役員
- (2) 北里大学に常勤・非常勤を問わず雇用されている教職員
- (3) 北里大学から一定の身分を付与されている者
- (4) 北里大学の大学院生、学生で、産官学連携活動に参加することが明記されている者

#### 5 利益相反を防止するための体制

##### (1) 利益相反委員会

利益相反に関する事項の審議などを行うため、北里大学利益相反委員会（以下「利益相反委員会」という）を設置する。委員会は法令、本学の諸規定、本ポリシー等に基づき、利益相反に関する審議を行う。

##### (2) 利益相反相談員

教職員及び利益相反委員会等に専門的見地からアドバイスを行うため、利益相反相談員を置く。利益相反相談員は利益相反の専門家をもって当てる。

##### (3) 情報開示

利益相反に関する情報を個人情報の保護にも配慮しつつ必要な範囲で公表し、社会に対する説明責任を果たす。

#### 6 利益相反マネジメント体制

北里大学で実施される産官学連携活動における利益相反マネジメントについては、以下の組織と体制をもって対応する。

- (1) 教職員等が研究を実施する際には、実施しようとする研究（以下「当該研究」という。）に関係する倫理委員会（以下「当該倫理委員会」という。）所定の研究実施計画書と利益相反自己申告書を学長へ提出する。
- (2) 学長は利益相反委員会及び当該倫理委員会等へ審査を付託する。
- (3) 利益相反委員会は、研究実施計画書と利益相反自己申告書をもとに利益相反状態の有無等について審査し、意見書等により当該倫理委員会へ報告する。
- (4) 当該倫理委員会（IRBあるいは研究倫理審査委員会等）は、研究者の利益相反状態、インフォームドコンセント（IC）への記載内容等を含めて総合的に判断し、当該実施計画について承認か条件付承認、又は不承認の判定を行い学長に答申する。
- (5) 学長は、当該実施計画について承認か条件付承認、又は不承認を通知する。
- (6) 利益相反委員会は必要に応じ、当該実施研究者に対してヒアリング等を通して、利益相反状態に関する見解を提示し、改善に向けた指導などを行うことが出来る。
- (7) 当該研究者は、利益相反委員会の審査結果について、学長に異議申し立てが出来る。

## 7 利益相反マネジメントに対する教職員等の義務

産官学連携活動に携わる教職員等は、利益相反マネジメントに対する次の義務を負う。

- (1) 教職員等は、産官学連携活動を行うにあたり、利益相反行為を未然に防止するように最大限の配慮及び客観的に必要とされる合理的な努力をおこなう。また、万が一利益相反が生じた場合には、学長から要請される必要な事項に最大限協力しなければならない。
- (2) 教職員等は、前号以外でも北里大学から利益相反マネジメントに関し、必要な協力を求められたときは、最大限協力をしなければならない。

## 8 その他産官学連携活動における利益相反マネジメントに関し、必要な事項は別に定める。

平成20年9月1日

北里大学学長